

地方公会計の整備と自治体歳出* — 「統一的な基準」以前の地方公会計改革は歳出抑制と 関係があるのか? —

近藤 春生**
(西南学院大学経済学部教授)

小川 顕正***
(京都先端科学大学経済経営学部専任講師)

梗概

地方自治体による財務書類の作成は、特に2006年の「新地方公会計制度研究会報告書」で、複数の財務書類の作成基準が示され、同年8月には、「地方公共団体における行政改革の更なる推進のための指針」(総務事務次官通知)により、これらの作成基準を活用した財務書類の作成が要請されたことで加速した。しかしながら、これまで地方公会計の整備が本来の目的である、「公的部門の効率化・スリム化」に資したのか、定量的に示した研究は、ほとんど存在しない。そこで本稿では、この地方公会計の整備が地方自治体の歳出変化とどのような関係があるのかということについて、2009年度から2015年度の自治体別パネルデータを用いた計量分析によって明らかにした。実証分析の結果から、財務書類の作成は、「自治体政府の大きさ」としての1人当たり基礎的歳出変化率に対してマイナスに有意となっていること、個別の費目でみると、1人当たり物件費変化率、1人当たり普通建設事業費などに対してマイナスに有意となっていることが示された。この結果は、財務書類の整備と「自治体政府の大きさ」としての基礎的歳出、また物件費や投資的経費の伸びの抑制が関係している可能性を示唆するものと言える。また、自治体が採用した財務書類の作成基準による違いを考慮した分析では、主に、総務省方式改訂モデルと旧総務省方式が歳出抑制と関係していることが明らかとなった。

2019年6月25日受付 11月19日掲載決定

*本稿の作成に当たり、赤井伸郎(大阪大学)、磯道真(日本経済新聞社)、石川達哉(ニッセイ基礎研究所)、兼村高文(明治大学)、川瀬晃弘(東洋大学)、倉本宜史(甲南大学)、小林航(千葉商科大学)、中東雅樹(新潟大学)、平賀一希(東海大学)、宮崎智視(神戸大学)、米岡秀真(山口大学)の各先生方から有益なコメントを頂いたほか、本誌2名の匿名の査読者の先生から重要な指摘を頂いたことに感謝する。

**2003年慶應義塾大学経済学部卒業、2005年慶應義塾大学大学院経済学研究科修士課程修了、2008年慶應義塾大学博士(経済学)。慶應義塾大学経済学部研究助手、財務省財務総合政策研究所研究官、西南学院大学経済学部講師、准教授を経て、2016年4月より西南学院大学経済学部教授。所属学会は日本経済学会、日本財政学会、日本地方財政学会、公共選択学会など。論文:「Government Transparency and Expenditure in the Rent-Seeking Industry: The Case of Japan for 1998-2004」(共著、Contemporary Economic Policy, Vol. 31 (3), 2013)、「日本の公共投資と公共選択」(『公共選択』68, 2017年)など。

***2006年慶應義塾大学商学部卒業、2015年一橋大学国際・公共政策大学院修了、2018年大阪大学大学院国際公共政策研究科博士後期課程修了、博士(国際公共政策)。古河電気工業株式会社、川崎市議会議員を経て、2019年4月より京都先端科学大学経済経営学部専任講師。所属学会は日本財政学会、日本地方財政学会、公共選択学会、日本計画行政学会など。論文:「階層化意思決定法(AHP)を用いた自治体の歳出配分評価」(『財政研究』12, 2016年)、「地方公会計整備と財務書類作成基準の選択について」(『計画行政』42 (2), 2019年)など。

1. はじめに

「小さくて効率的な政府」の実現を目指した「行政改革の重要方針」は、2005年12月24日に閣議決定された。「行政改革の重要方針」では、政府資産・債務改革が重要課題として、また、その方策の1つとして国および地方の公会計整備が挙げられている。2006年以降の地方公会計整備は、この「行政改革の重要方針」に基づいて国主導で進められてきた。

ここで、国主導で進められてきた地方公会計整備の経緯¹⁾について、2006年以前も含めて振り返る。わが国では、バブル経済崩壊後の低成長によって国と地方の財政赤字・債務が問題となる過程で、公的部門の効率化・スリム化を進めることが喫緊の課題とされてきた。そのような中、1999年に経済戦略会議の答申「日本経済再生への戦略」で提案された方策の1つが公会計に企業会計的な要素（発生主義）を取り入れることであった²⁾。その後、総務省（旧自治省）は、1999年に「地方公共団体の総合的な財政分析等に関する調査研究会」を立ち上げ、2000年および2001年には「地方公共団体の総合的な財政分析等に関する調査研究会報告書」において「バランスシートの作成方法」と「行政コスト計算書」および「各地方公共団体全体のバランスシート」の作成方法を示した³⁾。ただし、これらは「参考資料」という位置づけとされており、財務書類の作成が要請されていたわけではなかった。

風向きが変わるのは、「行政改革の重要方針」が閣議決定された2005年12月以降である。総務省が2006年に「新地方公会計制度研究会報告書」、2007年に「新地方公会計制度実務研究会報告書」により2つの財務書類の作成基準と作成要領を示すとともに、2006年8月31日の総務事務次官通知「地方公共団体における行政改革の更なる推進のための指針（総行整第24号）」で2つの作成基準のどちらかを選択して財務書類を作成するよう要請したからである。国の要請によって、多くの自治体が財務書類の作成に取り掛かることとなった。2つの作成基準とは、「基準モデル」と「総務省方式改訂モデル」である。これらと区別するため、2000年および2001年に示されたバランスシートの作成方法は「旧総務省方式」と呼ばれることとなる⁴⁾。

ところが、多くの自治体が「基準モデル」よりも簡便な方法で財務書類を作成することが可能な「総務省方式改訂モデル」を選択したことについて、2014年5月の総務大臣通知「今後の地方公会計の整備促進について（総財務第102号）」で、「多くの地方公共団体において既存の決算統計データを利活用した簡便な作成方式である総務省方式改訂モデルが採用されており、本格的な複式簿記を導入していないことから、事業別や施設別の分析ができていないのではないか」といった指摘がなされる。

その後、2015年1月には「統一的な基準による地方公会計マニュアル」により「統一的な基準」という新たな作成基準が示され、総務大臣通知「統一的な基準による地方公会計の整備について（総財務第14号）」では「統一的な基準」による財務書類作成の要請と作成に係る一定の経費について特別交付税措置を講じることが伝えられた。それ以降、各自治体では「統一的な基準」による財務書類の作成が進められた。2018年3月末時点では、全自治体の88.2%が作成済（「統一的な基準」による財務書類）となっている⁵⁾。

以上が、国主導（総務省・旧自治省）で近年行われてきた地方公会計整備の経緯であるが、地方公会計

¹⁾ これ以前に進められた地方自治体による取り組みについては、赤井・田中（2001）が詳しい。

²⁾ 大塚（2015）より。

³⁾ 2000年に普通会計を対象にした「バランスシートの作成方法」を示し、2001年に「行政コスト計算書」と、普通会計に加えて特別会計を対象に含めた「各地方公共団体全体のバランスシート」の作成方法を示している。

⁴⁾ この時期における公会計改革の経緯については、小西（2012）が詳しい。

⁵⁾ 総務省（2018）「統一的な基準による財務書類の整備状況等調査（2018年3月31日時点）」より。

整備が本来の目的である、政府資産・債務改革を通じた「小さくて効率的な政府」の実現に資したのかを定量的に示した研究はわが国ではいまだほとんど存在しない。何をもって「小さくて効率的な政府」の実現と捉えるかは判断が難しい面があるが、その第一歩として、フローである地方歳出との関係を分析することには意味があると考えられる。そこで本稿では、「基準モデル」と「総務省方式改訂モデル」が示された2006年から「統一的な基準」による財務書類の作成が始まる2015年までの期間を対象として、地方公会計整備と自治体の歳出がどのような関係があるのかについて、2009年度から2015年度の自治体別パネルデータを用いた計量分析によって明らかにすることとする。

2. これまで示されてきた財務書類の作成基準

ここで、これまで国によって示されてきた作成基準について、改めて概観しよう。なお、2016年3月末時点の財務書類の作成状況（市区町村）は、統一的な基準で作成済の自治体が2.6%、基準モデルで作成済の自治体が11.7%、総務省方式改訂モデルで作成済の自治体が51.7%、旧総務省方式で作成済の自治体が0.6%、その他の作成基準で作成済の自治体が0.6%であった⁹⁾。

2.1 旧総務省方式（2000年、2001年）

2000年および2001年の「地方公共団体の総合的な財政分析に関する調査研究会報告書」で示された作成基準である。2000年は普通会計のバランスシートの作成方法、2001年は普通会計以外の公営事業会計、公社、第三セクター、出資団体等も含めたバランスシートの作成方法に加えて、行政コスト計算書の作成方法が示された。なお、これらの作成方法はあくまでも「参考資料」あるいは「試案」であった。作成方法においては、開始貸借対照表の有形固定資産の評価額には、既存の決算統計の普通建設事業費の累計額を用いることとしている。

2.2 総務省方式改訂モデル（2006年）

2006年の「新地方公会計制度研究会報告書」で基準モデルとともに示された作成基準である。旧総務省方式を改訂したもので、基準モデルに比べると作成開始時の負担を考慮した「簡便な作成方式」とされている。まず、開始貸借対照表の整備時に固定資産台帳があらかじめ整備されていなくてもよく、段階的に整備すればよい。固定資産台帳が整備されるまでの間は、固定資産の資産額については既存の決算統計情報の過去の歳出額（フロー）を積み上げることによって代替することを認めている。この点は旧総務省方式と同様であるが、売却可能資産については時価評価による計上が必要であるとしているなど一部について旧総務省方式よりも精緻である。ただし、個々の取引を複式仕訳して勘定科目ごとに積み上げなくてもよい点は旧総務省方式と同様であり、新たな公会計システムを整備する必要がなく既存の決算統計情報の組み替えによって財務書類の作成が可能となっている。実際、数名の職員が作業すれば財務書類の作成が可能だったようである。

2.3 基準モデル（2006年）

基準モデルは、固定資産台帳があらかじめ整備されていることが求められる。また、固定資産の資産額

⁹⁾総務省(2016)「地方公共団体における平成26年度決算に係る財務書類の作成状況等(2016年3月31日時点)」より。

には発生主義的な財務会計データが存在していればそれを用い、存在していなければ固定資産税評価額や再調達価格額から減価償却累計額を控除した金額等を用いて資産額を計算する必要がある。さらに、固定資産台帳は全ての固定資産を網羅していなければならない。基準モデルによる財務書類の作成を開始するにあたり、自治体にとって最も高いハードルとなっていたのがこの固定資産台帳の整備であった。

また、個々の取引を複式仕訳して記帳しなければならないため、既存の公会計システムを改修するか、新たに整備する必要がある。個々の取引をその都度複式仕訳(日々仕訳)するようなシステムの場合、個々の取引をシステムに登録する全ての職員に対して教育が必要である。それらを全てコストとするならば、基準モデルの導入コストは総務省方式改訂モデルに比べて非常に多額であると言えよう。

ただし、基準モデルは総務省方式改訂モデルよりも精緻な財務書類を作成することができ、個々の取引に遡って財務分析を行うことも可能である。

2.4 統一的な基準 (2015年)

2015年の「統一的な基準による地方公会計マニュアル」により示された作成基準である。国際公会計基準(IPSAS)⁷⁾に対応すること、そのためにはもはや固定資産台帳の整備と複式簿記の導入が不可避であることから、それらを必要としない総務省方式改訂モデルや旧総務省方式を廃することなどが目的であった。したがって、財務書類の精緻さは基準モデルと同等である。発生主義・複式簿記の考え方を徹底するため、「統一的な基準による地方公会計マニュアル」には、発生主義と現金主義の違い、複式簿記と単式簿記の違いといった基本的な事項に関する丁寧な解説が掲載されている。また、統一的な基準の導入期限を2017年度までとするとともに、固定資産台帳の整備等に係る経費について特別交付税による財政的措置を講じることとしていた。

3. 先行研究

このような地方公会計の整備が自治体財政へ及ぼす効果を定量的に分析した先行研究は少ないが、例外として、山下・赤井(2005)と小川(2017)が挙げられる。

山下・赤井(2005)では、独自帳簿(ないしは独自方式)と旧総務省方式による財務書類の作成が自治体の事業効率性に与える影響を分析している。この研究では、事業効率性を確率的費用フロンティア関数によって把握し、財政の透明性(fiscal transparency)を高める情報公開や政策評価を主眼としてその効果を定量的に分析している。2002年の財政支出を対象としており、基準モデルや総務省方式改訂モデルが示された2006年以降の地方公会計整備の影響は分析されていない。

小川(2017)では、2007年と2013年の2時点のパネルデータを用いて基準モデルによる財務書類の整備が自治体の1人当たり歳出に及ぼす効果について分析しており、基準モデルによる財務書類の作成が、一部の歳出費目にマイナスに有意な影響を与えていることを示している。ただし、基準モデル以外の作成基準に基づいた財務書類の作成の有無については分析の対象外となっている。

一方、本稿では前述の通り、「新地方公会計制度研究会報告書」で2つの作成基準が示された2006年から統一的な基準による財務書類の作成が始まる2015年までの時期を分析対象とする。本稿の新規性は、基

⁷⁾国際公会計基準(IPSAS)は、アジア開発銀行、カナダ勅許会計士団体、南アフリカ会計基準審議会、カナダ、ニュージーランド、スイスの各国政府からの支援を受けて運営されるIPSASB(The International Public Sector Accounting Standards Board Governance Review Group)によって開発された国際的な会計基準であり、OECDや国連などの国際機関において全面的あるいは部分的に採用されている。また、OECDがIPSASの普及活動を積極的に行っている。PwCあらた有限責任監査法人(2018)より。

準モデルだけではなく全ての財務書類の作成基準を分析対象としていることと、分析対象とする時期が異なる点にある。

2006年から2015年までに進められた地方公会計整備の特徴は、①財務書類の作成状況が自治体によってまちまちであること、②財務書類の作成基準は、固定資産台帳の事前整備を必要とする基準モデル、現場の負担を考慮して従来の決算統計データを活用する総務省方式改訂モデルに加えて、従来から存在していた旧総務省方式など複数の作成基準が併存していたことである。作成状況や採用する財務書類の作成基準に地域間でバリエーションがあることは、財務書類の作成状況が自治体財政に及ぼす影響を分析する上で有利と言える。自治体の財務書類の作成状況については、総務省が毎年行っている調査「地方公共団体の財務書類作成状況」によって、作成の有無（未作成、作成中、作成済）と採用する財務書類の作成基準（基準モデル、旧総務省、改訂モデル、その他）などの詳細な情報が得られる⁸⁾。本稿では、この「地方公共団体の財務書類作成状況」のデータと地方財政統計を組み合わせることにより分析を行うこととする。

4. 実証分析

4.1 検証すべき課題

前述の通り、地方公会計の整備はストックの財務情報を把握することによって「小さくて効率的な政府」を実現し、政府部門を効率化することにあつた。しかし、地方自治体における財務書類の作成が、地方歳出の変化とどのような関係があるかについて、定量的に分析した研究は依然として少ない。本稿では、I. 財務書類作成の有無が自治体歳出の抑制と関係があるかどうか、II. 自治体が採用する財務書類のモデルによって歳出抑制との関係が異なるか、という2点について検証することとする。

4.2 分析の枠組み

自治体の財務書類作成が歳出に及ぼす影響を明らかにするために、2009年度から2015年度までの全国市町村レベルのパネルデータを用いて実証分析を行う。被説明変数となる歳出として、公債費を除く歳出総額（基礎的歳出）を用いるモデル（1）と、個別の歳出費目を用いるモデル（2）の2パターンで推定する。これは、地方公会計の整備の本来の目的が「小さくて効率的な政府」の実現であったことを踏まえると、「自治体政府の大きさ」に相当する、基礎的歳出との関係を分析することが重要であると考えられる一方で、費目別の歳出との関係を明らかにすることも興味深いと考えられるためである。個別の費目としては、市町村の性質別歳出で規模が大きい5つの費目：①人件費、②物件費、③扶助費、④普通建設事業費、⑤公債費に加えて、地方公会計整備の効果として期待されるインフラの効率化に関係すると考えられる⁹⁾、⑥維持補修費を含めた6つの費目を分析対象とすることにした。なお、歳出の定義としては、自治体の歳出規模の変化に着目するために、人口1人当たりの対前年度変化率を用いることとする。

モデル（1）においては、単一方程式によるパネル推定を行うが、モデル（2）においては、歳出項目が相互に関係していることから、6つの性質別歳出（いずれも人口1人当たりの対前年度変化率）をそれぞれ被説明変数とする推定式を、パネルSUR（Seemingly Unrelated Regression；見かけ上無相関な回帰）によって同時推定する。歳出総額を各事業に配分するという予算慣行を踏まえると、各方程式の誤差項は関連し

⁸⁾自治体別の個別データは、総務省への開示請求によって入手した。

⁹⁾地方公会計整備によってストック情報の把握が可能となるため。したがって、歳出規模の大きい5つの費目のうち普通建設事業費もインフラの効率化に関係すると考えられる。

ていると考えられる。このとき、パネル SUR を用いた同時推定は、誤差項間の相関を考慮することによって、最小二乗法によって個別に推定するよりも有効な推定量を得ることができる¹⁰⁾。具体的な推定式の体系は以下の通りである。

モデル (1) 基礎的歳出

$$\Delta G_{pex,it} = \sum_k \beta_k \cdot ZAIMU_{k,it-1} + \sum_l \gamma_l \cdot X_{l,it} + \eta_t + \varepsilon_{pex,it}$$

モデル (2) 個別の性質別歳出

$$\left\{ \begin{array}{l} \Delta G_{jin,it} = \sum_k \beta_k \cdot ZAIMU_{k,it-1} + \sum_l \gamma_l \cdot X_{l,it} + \eta_t + \varepsilon_{jin,it} \\ \Delta G_{buk,it} = \sum_k \beta_k \cdot ZAIMU_{k,it-1} + \sum_l \gamma_l \cdot X_{l,it} + \eta_t + \varepsilon_{buk,it} \\ \Delta G_{fuj,it} = \sum_k \beta_k \cdot ZAIMU_{k,it-1} + \sum_l \gamma_l \cdot X_{l,it} + \eta_t + \varepsilon_{fuj,it} \\ \Delta G_{ken,it} = \sum_k \beta_k \cdot ZAIMU_{k,it-1} + \sum_l \gamma_l \cdot X_{l,it} + \eta_t + \varepsilon_{ken,it} \\ \Delta G_{kou,it} = \sum_k \beta_k \cdot ZAIMU_{k,it-1} + \sum_l \gamma_l \cdot X_{l,it} + \eta_t + \varepsilon_{kou,it} \\ \Delta G_{iji,it} = \sum_k \beta_k \cdot ZAIMU_{k,it-1} + \sum_l \gamma_l \cdot X_{l,it} + \eta_t + \varepsilon_{iji,it} \end{array} \right.$$

ここで、iは自治体を表すインデックス、tは時点を表すインデックス、 η_t は時点ダミーを表し、 $\Delta G_{pex,it}$ 、 $\Delta G_{jin,it}$ 、 $\Delta G_{buk,it}$ 、 $\Delta G_{fuj,it}$ 、 $\Delta G_{ken,it}$ 、 $\Delta G_{kou,it}$ 、 $\Delta G_{iji,it}$ は、基礎的歳出、人件費、物件費、扶助費、普通建設事業費、公債費、維持補修費の対前年度変化率をそれぞれ表すものとする。 $ZAIMU_{k,it-1}$ は、t-1年度末時点におけるt-2年度決算の財務書類の作成状況を表すダミー変数、 $X_{l,it}$ はそのほかのコントロール変数を表すものとする。 $\varepsilon_{\cdot,it}$ はそれぞれの回帰式の誤差項を表す。

財務書類作成状況のダミー変数としては、4.1節で提示した検証すべき課題のうち、I.を検証するために、各自治体が総務省による調査時点で何らかの財務書類を作成済か否かを識別するダミー変数 ZAIMU を用い、II.については、採用しているモデル別の作成状況のダミーとして、ZAIMU1 = 基準モデル、ZAIMU2 = 総務省方式改訂モデル、ZAIMU3 = 旧総務省方式、ZAIMU4 = その他方式の4つのダミー変数を説明変数として用いる。各ダミー変数は、作成済を1とするダミー変数である¹¹⁾。

なお、財務書類作成状況と被説明変数のタイミングは以下の通りである。本稿では、総務省が毎年全て

¹⁰⁾ 松浦・マッケンジー (2012) などによる。SURはZellner (1962) によって提唱された推定方法である。Error Componentsを含むパネルSURの統計的性質については、Baltagi (2008) のCh.6参照のこと。

¹¹⁾ 作成中と作成済の違いは、総務省「地方公共団体の財務書類作成状況」の調査時点で左右される側面がある。本文の記載の通り、総務省の調査は翌会計年度末における状況を聞いている。翌会計年度末に作成中となっていれば、その次の年度には作成済となっているケースもみられる。ただし、未作成のままというケースも存在するため、ダミー変数の定義では作成済の団体のみを1とすることにした。

の自治体を対象として、財務書類の作成状況を調査して公開している「地方公共団体の財務書類作成状況」を用いて、財務書類作成状況のダミーを作成した。この調査では、 $t-2$ 年度決算に基づく財務書類の作成状況を $t-1$ 年度末 (t 年) に公開するものである。 $t-2$ 年度決算に基づく財務書類の作成が行われて、予算に反映されるまでのタイムラグを考えると、 $t-1$ 年度末の財務書類作成状況が、早ければ t 年度の予算に反映されると考えられる。そこで、本稿では、 $t-2$ 年度決算の財務書類の ($t-1$ 年度末時点での) 作成状況が、 t 年度の予算に反映されるとして、被説明変数の財政支出は、対前年度の変化率 (t 年度と $t-1$ 年度の変化率) を用いることとした。

そのほかのコントロール変数としては、人口増加率 (DPOP), 15 歳以下人口比率の階差 (DYOU), 65 歳以上人口比率の階差 (DOLD), 第 1 次産業就業者比率の階差 (DRIS), 第 2 次産業就業者比率の階差 (DR2S) に加え、財政力指数 (ZAISEI) と対数人口 (POP)¹²⁾ をそれぞれ用いる。データの出典は、自治体歳出、財政力指数については、総務省「市町村決算状況調」(各年度版)、財務書類の作成状況を表すダミー変数については、総務省「地方公共団体の財務書類作成状況」、人口については、総務省「住民基本台帳人口要覧」、15 歳以下人口、65 歳以上人口、第 1 次産業就業者数、第 2 次産業就業者数については、総務省「国勢調査」である。ただし、国勢調査が行われていない年については、線形補完を行った。

ここで、推定上の論点として考慮すべきことは、内生性の問題である。例えば、財政再建を進めている自治体が、財務書類の作成にも積極的に取り組んだのであれば、財務書類の作成状況ダミーは内生性を持つ。自治体の「財政再建への取り組み姿勢」を直接観測することは困難であるが、これを規定する要素として、自治体の人口規模や財政力といった変数が考えられる。なぜなら、人口規模が大きい自治体や財政力が高い自治体は、一般的に人的・金銭的な資源に恵まれており、財政再建を進める余力が大きいと考えられるためである。とすると、これらの変数は財務書類の作成に影響を及ぼす可能性があり、かつ、被説明変数である歳出変化にも影響を与えうる。そこで、「財政再建への取り組み姿勢」が欠落変数となる問題に対しては、代理変数として、対数人口と財政力指数 (いずれも 1 期ラグ) を用いることで対処する。しかしながら、パネル推定では、一致推定のためには強外生性を満たすことが必要である。この仮定は、被説明変数から説明変数に対する「遅れを伴ったフィードバック」によっても崩れる (林, 2009)。過去の歳出変化が自治体財務書類の作成に影響を及ぼす可能性もあろう。このように考えると、財務書類の作成状況ダミーが強外生性を満たさず、内生性の問題が残されている可能性があり、本稿の推定結果は必ずしも因果関係を意味しない可能性があることに留意が必要である¹³⁾。

4.3 データ

分析対象とするのは、2015 年度末時点で存在する全国の 1,718 市町村であるが、一部データが入手不能である自治体のほか、分析期間内において市町村合併を経験した自治体、市制を施行した自治体はサンプルから除外した。それぞれの理由ごとにサンプルから除外した自治体をまとめたものが、表 1 である。これらの理由により、99 市町村 (61 都市, 38 町村) が除外され、残された自治体数は、1,619 市町村 (729 都市, 890 町村) となる。推定期間については、2009 年度から 2015 年度の 7 期間¹⁴⁾ であり、バランスト・

¹²⁾ 財政力指数と対数人口については、1 期ラグを用いる。これらの変数は、後述するように、「財政再建への取り組み姿勢」を代理する変数として用いるが、歳出への影響にはラグが生じると考えるからである。

¹³⁾ 内生性への標準的な対処法は、操作変数法を用いることであるが、財務書類の作成状況ダミーに対応する操作変数を見つけるのは難しい。

¹⁴⁾ 起点が 2009 年度となっているのは、2007 年に公開された「新地方公会計制度実務研究会報告書」による財務書類の整備が行われるようになったのが 2007 年度からであり、4.2 節で議論したようにその 2 年後の予算から影響を受けうると想定したためである。逆に終点は、国勢調査が利用できる最終年に合わせて、2015 年度となっている。

パネルの標本規模は、トータルで 11,333 (1,619 × 7) となる。

次に推定に用いる pooled data (2009 年度から 2015 年度) の記述統計をまとめたものが、表 2 である。被説明変数として用いる、1 人当たり各性質別歳出の対前年度変化率の平均についてみると、公債費と人件費がマイナスであるほかは、いずれもプラスであることが確認できる。したがって、次節以降の回帰分析の係数が、マイナスに有意であっても、それは必ずしも 1 人当たり歳出が減少するということを意味することではないことに注意が必要である。また、いずれの歳出項目 (の対前年度変化率) も最大値と最小値の差は大きく、最大値はプラスの値をとっているが、最小値はマイナスとなっていることが確認できる。また、この表には示していないものの、都市のサンプルに比べると、町村のサンプルは標準偏差が大きく、自治体間のバラツキが大きい傾向がある¹⁵⁾。これらの点に留意して、推定結果の解釈を行う。

4.4 推定結果 (基礎的歳出)

まず、財務書類の作成状況と「自治体政府の大きさ」としての歳出総額の関係をみるために、人口 1 人当たり基礎的歳出の対前年度変化率を被説明変数とした、モデル (1) の推定結果について述べる。推定結果は表 3 に示す通りであるが、財務書類の作成状況について、自治体が採用する財務書類の作成基準を区別しない財務書類ダミー (ZAIMU) を用いたケースが (a)、財務書類の作成基準によって、4 つのダミー変数を用いたケースが (b) としてそれぞれ示されている。

まず推定式 (a) をみると、「自治体政府の大きさ」の増減を示す、1 人当たり基礎的歳出変化率に対して、財務書類ダミーは 1% 水準でマイナスに有意になっていることが確認できる。このことから、財務書類作成は基礎的歳出の抑制と関係している可能性があると言える。しかし、係数の大きさは比較的小さく、財務書類が作成済となる時、1 人当たり基礎的歳出変化率の 0.84% 減となることが分かる。上述の通り、これらの結果は財務書類ダミーの内生性があれば、因果関係を示すものではない可能性がある。また、「財政再建への取り組み姿勢」を代理する変数として用いた、財政力指数と対数人口の 1 期ラグは、財政力指数については有意になっていないものの、対数人口の係数はマイナスで有意となっており、人口規模が大きい自治体ほど、歳出を抑制している可能性があることが伺える。次に推定式 (b) についてみると、1 人当たり基礎的歳出変化率に対して、改訂モデル、旧総務省方式がマイナスに有意となっていることが確認できる。係数の大きさでみると、改訂モデルは 0.68%、旧総務省方式は 1.71% の基礎的歳出変化率減となるとの結果が得られた。

4.5 推定結果 (個別の性質別歳出)

次に、財務書類の作成状況と個別の費目別の歳出の関係をみるために、6 つの性質別歳出 (いずれも人口 1 人当たり対前年度変化率) を被説明変数とした、モデル (2) の推定結果について述べる。財務書類の作成状況について、自治体が採用する財務書類の作成基準を区別しない財務書類ダミー (ZAIMU) を用いたケースが表 4、財務書類の作成基準によって、4 つのダミー変数を用いたケースが表 5 である。

表 4 についてみると、財務書類ダミーは、いずれの性質別歳出においてもマイナスの係数をとっているが、1 人当たり物件費、1 人当たり普通建設事業費に対して有意となっていることが確認できる。係数の大きさから判断すると、財務書類の作成は、1 人当たり物件費変化率の約 1% 減、1 人当たり普通建設事業費変化率の約 3% 減と関係していることが伺える。この結果も、財務書類ダミーが内生性を持つなら、因果

¹⁵⁾ 特に維持補修費の変化率が極めて高い町村が存在する。これは主に小規模自治体の一部の年度が該当している。極端な値をとるサンプルを落として推定も行ったが、推定結果には大きな影響はなかった。

関係を示したとは言い切れないが、財務書類の作成は物件費や普通建設事業費といった比較的裁量性が高いと考えられる経費の抑制と関係している可能性を示すものと言えるかもしれない。

表5についてみると、1人当たり物件費変化率に対して、基準モデル、改訂モデル、および旧総務省方式が、1人当たり普通建設事業費に対して、旧総務省方式と其他方式がそれぞれマイナスで有意になっていることが分かる¹⁶⁾。係数の大きさでみると、これらの作成基準による財務書類の作成を行っている自治体は、1人当たり物件費変化率については0.87%（改訂モデル）～1.36%（旧総務省方式）、普通建設事業費変化率については、9.97%（旧総務省モデル）～13.81%（其他方式）それぞれ低くなっていることが示されている。表4の結果と比較すると、普通建設事業費変化率に対する、特定の作成基準の財務書類ダミーの係数は絶対値でみて大きい、これらの作成基準を採用している自治体は少数派である。

加えて、1人当たり扶助費変化率に対して改訂モデルが10%水準で、1人当たり公債費変化率に対して基準モデルが5%水準でそれぞれマイナスに有意となっている。扶助費や公債費は、物件費や普通建設事業費と異なり、義務的な性質が強く、財務書類の作成をきっかけとして減少するとは一般的には考えにくい。しかしながら、扶助費の中には、国の法律により義務付けられているものだけでなく、地方独自の単独事業も存在し、これらは自治体の裁量で削減可能である（肥沼，2015）。また、公債費は事後的には削減することは難しいが、長期的な公共投資の抑制を通じて、公債費を抑制することは可能かもしれない。

以上を踏まえると、財務書類の作成は、「自治体政府の大きさ」としての基礎的歳出の抑制と関係している可能性があること、個別の歳出でみると、主に1人当たり物件費と普通建設事業費の抑制と関係している可能性があること、財務書類の作成基準でみると、主に改訂モデルや旧総務省方式での財務書類の作成と歳出抑制が関係している可能性があることが指摘できる。したがって、4.1節で提示した検証すべき課題に沿って整理すると、財務書類作成の有無が自治体歳出の抑制と関係があること（課題I）と、自治体が採用する財務書類のモデルによって歳出抑制の関係が異なること（課題II）がともに、実証分析を通じて、ある程度示されたと言えよう。

5. まとめ

本稿では、「小さくて効率的な政府」を実現する方策の1つとして導入された、地方公会計整備と自治体歳出の抑制がどのような関係があるのかについて、2009年度から2015年度の市町村レベルのパネルデータを用いた実証分析によって明らかにすることを試みた。

実証分析の結果、財務書類の作成は、「自治体政府の大きさ」としての1人当たり基礎的歳出変化率に対してマイナスに有意となっていること、個別の費目でみると、1人当たり物件費変化率、1人当たり普通建設事業費などに対してマイナスに有意となっていることが示された。この結果は、財務書類の整備と、「自治体政府の大きさ」としての基礎的歳出や物件費や投資的経費の伸びの抑制が関係している可能性を示唆するものである¹⁷⁾。また、自治体が採用した財務書類の作成基準による違いを考慮した分析では、主

¹⁶⁾ 複式仕訳を必要としない「旧総務省方式」や「総務省方式改訂モデル」についてもマイナスに有意になっていることは意外な結果にみえるかもしれない。しかし、地方公会計整備による効果は、他団体と比較可能となることでも高まると考えられる。その点で、本稿が対象とした期間において、「旧総務省方式」と「総務省方式改訂モデル」は合わせると約8割の市町村によって選択されており、比較可能性が高かったことを踏まえると、必ずしも驚くべき結果ではないかもしれない。

¹⁷⁾ 地方自治体の多くは純資産比率がプラスとなっており、公共施設の老朽化が進んでいる現状から、財務書類の整備は、むしろ投資的経費の増加を促すのではないかの指摘もあろう。しかし、前者については、土居（2017）が指摘するように、国からの補助金で公共資産を形成していることによる側面があり、資産超過だから問題なしと認識することは適切ではない。他団体との比較を通じて、インフラ投資を控える可能性もあるかもしれない。また後者についても、財務書類作成によるストック情報の提供は、効率的な公共施設マネジメントに寄与することが期待されており、一概に歳出が高まるとは言えないだろう。ただし、各自治体が財務書類をどのように活用してきたかについて明らかにすることは重要であるものの、本稿での分析の範囲を超える。

に、総務省方式改訂モデルと旧総務省方式が歳出抑制と関係していることが明らかとなった。ただし、財務書類ダミーの内生性の可能性が排除できず、因果関係があるとみなすことには注意が必要である。

地方公会計の整備は、公的部門の情報開示を通じて、アカウンタビリティを高めることで、公的部門の効率性を向上させることが期待される。公的部門の情報開示が不十分であると、レントシーキングや政治的な都合で不透明な歳出が行われる可能性があることはこれまでの政治経済学の分野における研究で指摘されている。逆に情報の透明性がレントシーキング的な支出を減らすことや政府債務を減らすことが既存研究では指摘されてきた(Alt and Lassen, 2006; Yamamura and Kondoh, 2013)。したがって、本稿で得られた知見は、地方公会計整備は、公共部門の透明性の向上をもたらすことによって、効率性を高める可能性があることを示すものと考えられる。

しかしながら、本稿で分析しきれなかった課題としては以下の点が挙げられる。1点目は、財務書類の効果を測定する上での財務書類ダミーの適切性についてである。4.2節でも述べたように、財務書類ダミーが内生変数となっている可能性がある。適切な操作変数を見つけることは難しい問題であるが、財務書類整備の効果を示すために、内生性への対処が今後の課題である。また、地方公会計の整備は、第2節でも整理したように、2000年代前半からの蓄積がある。本稿の分析対象となっているのは、2000年代後半以降、主に2010年代であるが、財務書類の作成経験の長さはデータの制約もあり、考慮できていない。財務書類の作成が、自治体歳出に影響を及ぼすならば、どの程度継続的に財務書類を作成してきたかということも考慮すべきと思われるが、この点についても残された課題と言える。

2点目は、地方公会計整備の効果をどう測るかについてである。地方公会計の目的としては、「財政の透明性を高めることで、国民や住民に対する説明責任を果たすとともに、財政の効率化・適正化を図ること」(総務省, 2019 など)が強調されてきた¹⁸⁾。本稿では、財政の効率化について、基礎的歳出や性質別歳出の抑制という観点から分析を行ったが、言うまでもなく、財政の効率化は歳出削減によるものだけではない。歳出配分の変更や技術的効率性、資産の整理等の観点からの分析も必要であろう。

3点目は、地方公会計の整備がどのようにして歳出の効率化につながるかという論点についてである。この点について考えられるのは、内閣府(2018)「経済財政運営と改革の基本方針2018」において歳出改革の面では「見える化」やインセンティブ強化を通じた国民、企業、地方公共団体等の行動変容を促す取り組みが必要であることが述べられていることを踏まえると、公会計整備によって、公会計情報の「見える化」が進むことで、他団体との比較を通じて、住民による監視や自治体職員の財政健全化への意識が高まることが期待されていると言えよう。また、それ以外にも地方公会計の整備が歳出抑制につながるルートがあるかもしれない。しかし、本稿の実証分析では、どのような形で地方公会計の整備が歳出抑制と関係するのかわかまでは明らかになっていない。これについては、個別自治体に対するアンケートや、自治体の財政状況等による違いを考慮した分析が必要であるかもしれない。また、NPM(ニュー・パブリック・マネジメント)の一環としての行政評価との相互効果についても、重要なポイントであると言える。

¹⁸⁾ 森田(2008)によれば、公会計改革をもたらす3つの効果として、①住民に対する開示で得られる効果(透明性の向上, 説明責任の履行), ②行政経営への活用で得られる効果(マネジメント力の向上), ③整備過程で得られる効果(資産債務の適切な管理)を挙げている。

表1 分析対象外となる自治体

自治体 コード	1.一部データ入手不能 (期間内合併あり*)	自治体 コード	2.期間内合併あり (1.該当除く)	自治体 コード	3.期間内市制施行
	47市町村 (12都市,35町村)		46市町村 (43都市,3町村)		6市町村 (6都市,0町村)
3203	岩手県 大船渡市	1559	北海道 湧別町	3216	岩手県 滝沢市
3210	岩手県 陸前高田市	3202	岩手県 宮古市	11246	埼玉県 白岡市
3461	岩手県 大槌町	3209	岩手県 一関市	12239	千葉県 大網白里市
3482	岩手県 山田町	4205	宮城県 気仙沼市	17212	石川県 野々市市
4100	宮城県 仙台市	7201	福島県 福島市	23236	愛知県 みよし市
4203	宮城県 塩竈市	9203	栃木県 栃木市	23238	愛知県 長久手市
4208	宮城県 角田市	9209	栃木県 真岡市		
4209	宮城県 多賀城市	10201	群馬県 前橋市		
4211	宮城県 岩沼市	10202	群馬県 高崎市		
4213	宮城県 栗原市	10421	群馬県 中之条町		
4214	宮城県 東松島市	11203	埼玉県 川口市		
4215	宮城県 大崎市	11210	埼玉県 加須市		
4301	宮城県 蔵王町	11232	埼玉県 久喜市		
4321	宮城県 大河原町	12231	千葉県 印西市		
4322	宮城県 村田町	15202	新潟県 長岡市		
4341	宮城県 丸森町	15212	新潟県 村上市		
4361	宮城県 亘理町	20201	長野県 長野市		
4362	宮城県 山元町	20202	長野県 松本市		
4401	宮城県 松島町	20407	長野県 阿智村		
4404	宮城県 七ヶ浜町	22100	静岡県 静岡市		
4406	宮城県 利府町	22207	静岡県 富士宮市		
4422	宮城県 大郷町	22209	静岡県 島田市		
4423	宮城県 富谷町	22210	静岡県 富士市		
4444	宮城県 色麻町	22212	静岡県 焼津市		
4445	宮城県 加美町	22214	静岡県 藤枝市		
4505	宮城県 美里町	22221	静岡県 湖西市		
4581	宮城県 女川町	23207	愛知県 豊川市		
4606	宮城県 南三陸町	23213	愛知県 西尾市		
7541	福島県 広野町	23233	愛知県 清須市		
7543	福島県 富岡町	25203	滋賀県 長浜市		
7544	福島県 川内村	25204	滋賀県 近江八幡市		
7545	福島県 大熊町	32201	島根県 松江市		
7546	福島県 双葉町	32203	島根県 出雲市		
7547	福島県 浪江町	35203	山口県 山口市		
7548	福島県 葛尾村	35213	山口県 美祢市		
7561	福島県 新地町	39201	高知県 高知市		
7564	福島県 飯館村	40210	福岡県 八女市		
15586	新潟県 粟島浦村	41201	佐賀県 佐賀市		
19368	山梨県 富士川町	42202	長崎県 佐世保市		
19443	山梨県 丹波山村	43100	熊本県 熊本市		
23237	愛知県 あま市*	45201	宮崎県 宮崎市		
32527	島根県 知夫村	45204	宮崎県 日南市		
40230	福岡県 糸島市*	45205	宮崎県 小林市		
43433	熊本県 南阿蘇村	46223	鹿児島県 南九州市		
46225	鹿児島県 始良市	46224	鹿児島県 伊佐市		
46535	鹿児島県 与論町	46505	鹿児島県 屋久島町		
47356	沖縄県 渡名喜村				

分析対象外：
99市町村（61都市,38町村）

分析対象：
1619市町村（729都市,890町村）

表 2 記述統計

	変数	平均	標準偏差	最大値	最小値
被説明変数	1人当たり基礎的歳出変化率	0.0481	0.1367	2.2002	-0.7800
	1人当たり人件費変化率	-0.0013	0.0462	0.4514	-0.3302
	1人当たり物件費変化率	0.0590	0.1767	8.8301	-0.7602
	1人当たり扶助費変化率	0.0919	0.1503	3.7647	-0.7718
	1人当たり普通建設事業費変化率	0.1927	0.7064	13.8199	-0.9091
	1人当たり公債費変化率	-0.0130	0.1131	1.6689	-0.7602
	1人当たり維持補修費変化率	0.1521	3.2516	328.3649	-0.9240
説明変数	財務書類ダミー	0.6558	0.4751	1	0
	基準モデルダミー	0.0804	0.2719	1	0
	改訂モデルダミー	0.4858	0.4998	1	0
	旧総務省方式ダミー	0.0832	0.2762	1	0
	その他方式ダミー	0.0064	0.0795	1	0
	人口増加率	-0.0084	0.0104	0.0920	-0.0683
	△ 15歳以下人口比率	-0.0016	0.0016	0.0130	-0.0260
	△ 65歳以上人口比率	0.0073	0.0030	0.0230	-0.0140
	△ 第1次産業就業者比率	-0.0011	0.0028	0.0270	-0.0220
	△ 第2次産業就業者比率	-0.0017	0.0038	0.0730	-0.0380
	財政力指数 (1期ラグ)	0.5130	0.3045	2.8900	0.0500
	対数人口 (1期ラグ)	10.0512	1.4271	15.1087	5.0562

表3 推定結果（モデル1）

被説明変数	1人当たり基礎的歳出変化率	
	(a)	(b)
サンプル		
財務書類		市町村 作成済
ZAIMU	-0.0084	
財務書類ダミー	(-3.03)***	
ZAIMU1		-0.0023
基準		(0.46)
ZAIMU2		-0.0068
改訂		(-2.27)**
ZAIMU3		-0.0171
旧総務		(-3.34)***
ZAIMU4		-0.0191
その他		(-1.23)
DPOP	-0.9824	-0.9777
人口	(-5.98)***	(-5.95)***
DYOU	-3.3929	-3.4036
15歳以下	(-3.98)***	(-3.99)***
DOLD	-1.5600	-1.5037
65歳以上	(-3.16)***	(-3.05)**
DR1S	-0.3806	-0.3768
第1次産業	(-0.78)	(-0.77)
DR2S	1.1753	1.1806
第2次産業	(3.09)***	(3.10)***
ZASEI	-0.0090	-0.0091
財政力指数	(-1.54)	(-1.55)
POP	-0.0046	-0.0049
人口	(-3.95)***	(-4.13)***
標本規模	11,333	11,333

注1：括弧内はz値。***, **, *はそれぞれ有意水準1%,5%,10%水準で有意であることを示す。

注2：時点ダミーの結果については割愛している。

表4 推定結果 (モデル2, 財務書類の有無)

被説明変数	1人当たり人 件費変化率	1人当たり物 件費変化率	1人当たり扶 助費変化率	1人当たり普 通建設事業 費変化率	1人当たり公 債費変化率	1人当たり維 持補修費変 化率
サンプル	市町村					
財務書類	作成済					
ZAIMU 財務書類ダミー	-0.0007 (-0.82)	-0.0099 (-2.77)***	-0.0022 (-1.07)	-0.0332 (-2.60)***	-0.0011 (-0.47)	-0.0911 (-1.33)
DPOP 人口	-0.6660 (-13.39)***	-1.9102 (-9.05)***	-0.2694 (-2.22)**	-0.8535 (-1.15)	-0.5243 (-3.93)***	-3.4263 (-0.84)
DYOU 15歳以下	0.3140 (1.22)	-2.1494 (-1.97)**	2.7588 (4.43)***	-11.2018 (-2.95)***	-0.5317 (-0.77)	-23.7481 (-1.12)
DOLD 65歳以上	-0.2652 (-1.83)*	-2.8797 (-4.59)***	-0.6516 (-1.89)*	4.4435 (2.10)**	0.7905 (2.03)**	-14.7935 (-1.21)
DR1S 第1次産業	0.4875 (3.25)***	-2.4632 (-3.90)***	-0.0025 (-0.01)	5.1027 (2.26)**	0.3508 (0.87)	13.2876 (1.09)
DR2S 第2次産業	0.1261 (1.09)	0.4420 (0.90)	0.9726 (3.40)***	7.3699 (4.24)***	0.2809 (0.90)	-0.6804 (-0.07)
ZASEI 財政力指数	0.0024 (1.42)	-0.0008 (-0.11)	0.0249 (6.28)***	0.0104 (0.42)	-0.0047 (-1.03)	-0.1509 (-1.04)
POP 人口	-0.0057 (-16.76)***	-0.0029 (-1.98)**	-0.0085 (-10.86)***	-0.0604 (-12.41)***	0.0059 (6.48)***	-0.0226 (-0.78)
標本規模	11,333					

注1: 括弧内はz値。***, **, *はそれぞれ有意水準1%, 5%, 10%水準で有意であることを示す。
 注2: 時点ダミーの結果については割愛している。

表5 推定結果（モデル2，財務書類モデル）

被説明変数	1人当たり人 件費変化率	1人当たり物 件費変化率	1人当たり扶 助費変化率	1人当たり普 通建設事業費 変化率	1人当たり公 債費変化率	1人当たり維 持補修費変 化率
サンプル 財務書類	市町村 作成済					
ZAIMU1 基準	0.0013 (0.85)	-0.0112 (-1.73)*	-0.0028 (-0.74)	-0.0089 (-0.39)	-0.0081 (-1.97)**	-0.0826 (-0.66)
ZAIMU2 改訂	-0.0010 (-1.04)	-0.0087 (-2.27)**	-0.0043 (-1.89)*	-0.0187 (-1.36)	0.0004 (0.17)	-0.0927 (-1.25)
ZAIMU3 旧総務	-0.0008 (-0.51)	-0.0136 (-2.05)**	0.0072 (1.77)*	-0.0997 (-4.08)***	-0.0024 (-0.56)	-0.0935 (-0.74)
ZAIMU4 その他	0.0006 (0.13)	-0.0036 (-0.18)	-0.0101 (-0.88)	-0.1381 (-1.97)**	-0.0108 (-0.85)	-0.0974 (0.25)
DPOP 人口	-0.6693 (-13.45)***	-1.9086 (-9.04)***	-0.2787 (-2.29)**	-0.7452 (-1.00)	-0.5113 (-3.83)***	-3.4300 (-0.84)
DYOU 15歳以下	0.3069 (1.20)	-2.1449 (-1.96)**	2.7825 (4.47)***	-11.2813 (-2.96)***	-0.4953 (-0.72)	-23.7627 (-1.12)
DOLD 65歳以上	-0.2606 (-1.79)*	-2.8657 (-4.56)***	-0.7009 (-2.03)**	4.8507 (2.28)**	0.7818 (2.01)**	-14.7473 (-1.21)
DR1S 第1次産業	0.4839 (3.23)***	-2.4651 (-3.90)***	-0.0207 (-0.06)	5.2442 (2.33)**	0.3632 (0.90)	13.3681 (1.10)
DR2S 第2次産業	0.1196 (1.03)	0.4513 (0.92)	0.9543 (3.33)***	7.4899 (4.30)***	0.3082 (0.99)	-0.6609 (-0.07)
ZAISEI 財政力指数	0.0022 (1.32)	-0.0006 (-0.08)	0.0248 (6.23)***	0.0109 (0.44)	-0.0039 (-0.87)	-0.1516 (-1.05)
POP 人口	-0.0056 (-16.58)***	-0.0030 (-2.03)**	-0.0083 (-10.52)***	-0.0626 (-12.72)***	0.0057 (6.26)***	-0.0226 (-0.77)
標本規模	11,333					

注1：括弧内はz値。***, **, *はそれぞれ有意水準1%,5%,10%水準で有意であることを示す。

注2：時点ダミーの結果については割愛している。

参考文献

- 赤井伸郎・田中宏樹 (2001) 「財務面から見た地方政府部門の評価」本間正明・齊藤慎編『地方財政改革：ニュー・パブリック・マネジメント手法の適用』第7章，有斐閣。
- 大塚成男 (2015) 「財力指数の限界と地方公会計による財務書類の機能」『千葉大学経済研究』第30巻第2号，111-150頁。
- 小川顕正 (2017) 「地方公会計の整備は，自治体経営にどのような影響を与えるのか？」日本計画行政学会報告論文。
- 兼村高文・星野泉 (2014) 『自治体財政がよくわかる本』イマジン出版。
- 肥沼位昌 (2015) 『図解よくわかる 自治体財政のしくみ (第2次改訂版)』学陽書房。
- 小西砂千夫 (2012) 『公会計改革の財政学』日本評論社。
- 総務省 (2016) 「地方公共団体における平成26年度決算に係る財務書類の作成状況等 (2016年3月31日時点)」。
- 総務省 (2018) 「統一的な基準による財務書類の整備状況等調査 (2018年3月31日時点)」。
- 総務省 (2019) 「地方公会計の推進に関する研究会報告書 (平成30年度)」。
- 土居丈朗 (2017) 『入門財政学』日本評論社。
- 内閣府 (2018) 「経済財政運営と改革の基本方針2018」。
- 林正義 (2009) 「公共資本の生産効果」『財政研究』第5巻，119-140頁。
- 松浦克己・コリン＝マッケンジー (2012) 『Eviewsによる計量経済分析 [第2版]』東洋経済新報社。
- 森田祐司 (2008) 「公会計改革と総務省方式改訂モデル」公会計改革研究会編『公会計改革: ディスクロージャーが「見える行政」をつくる』第5章，日本経済新聞出版社。
- 山下耕治・赤井伸郎 (2005) 「財政運営の透明性 (情報公開，政策評価) と事業効率性」『長崎大学経済学部研究年報』第21巻，61-73頁。
- PwC あらた有限責任監査法人 (2018) 「諸外国における国際会計基準 (IPSAS) 等の導入状況等に関する調査研究」(平成29年度会計検査院委託業務報告書)。
- Alt, J. E. and D. D. Lassen (2006) “Fiscal Transparency, Political Parties, and Debt in OECD Countries,” *European Economic Review*, 50, pp.1403-1439.
- Baltagi, B. H. (2008) *Econometric Analysis of Panel Data (Fourth Edition)*, Hoboken, NJ, Wiley.
- Yamamura, E. and H. Kondoh (2013) “Government Transparency and Expenditure in the Rent-Seeking Industry: The Case of Japan for 1998-2004,” *Contemporary Economic Policy*, 31(3), pp.635-647.
- Zellner, A. (1962) “An Efficient Method of Estimating Seemingly Unrelated Regression and Tests for Aggregation Bias,” *Journal of the American Statistical Association*, 57, pp.348-368.